

官報

号外 昭和三十三年二月十八日

○第二十八回 衆議院会議録第九号

昭和三十三年二月十八日(火曜日)

●本日の会議に付した案件

日程第一 湿田单作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

日程第二 肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第三 原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第四 湿田单作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

日程第五 角膜移植に関する法律案

日程第六 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時六分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。議長は湿田单作地域農業改良促進対策審議会委員に森清君を指名いたしました。

す。

○議長(益谷秀次君) この際、新たに議席に着かれたました議員を紹介いたします。

第四番、愛媛県第二区選出議員、羽藤榮市君。

〔拍手〕

めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。議長は湿田单作地域農業改良促進対策審議会委員に森清君を指名いたしました。

す。

○議長(益谷秀次君) 日程第一につき議員に参議院議員北勝太郎君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 日程第一につき議員に参議院議員北勝太郎君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 日程第一、湿田单作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙を行います。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 日程第二につき議員に参議院議員北勝太郎君を任命するため、国会法第八条第一

頂の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

私は、この際、諸君のお許しを得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。

に対する追憶演説

和二十六年十二月には選ばれて本院文部委員長の重任につき、その後も文部、文教委員会の理事として尽力せられ、大きいに寄与いたされました。次いで、昭

竹尾先生は、資性きわめて明朗潤達、すこぶる包容力に富み、また、まさに見る清廉潔白の士でありました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

小川豊明君の故議員竹尾式君に對

する追悼演説

○議長(益谷秀次君) 御報告いたすところがあります。議員竹尾式君は去る二月八日殉職せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。竹尾君に対する弔詞は議長において贈呈いたしました。

この際、用意を表すため、小川豊明君から発言を求められております。これを許します。小川豊明君。

〔小川豊明君登壇〕

ありました通り、本院議員從四位勲二等竹尾式先生は、去る八日午後三時過ぎ、議員会館の自室において執務中、突如心臓障害のため急逝し、議員の職務に殉せられました。まことに驚愕悲痛さわざりない次第であります。

私は、この際、諸君のお許しを得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。

(拍手)

竹尾先生は、かねてより宿痾のため入院加療に努めておられましたところ、国会が再開され、予算委員会も審議に入りましたので、その強い責任感から、特に医師の許しを得て登院されたのです。が、全く思いがけなくも病にわかつあらためり、ついに不帰の客となられたのであります。私は、かつて青年時代親しく先生の教えを受けた一人であります。ともに政治に携わる身となつてからは、所属政党こそ異にしてはいましても、何かと先生から激励され、先生の人格と識見とに対して常々深い尊敬の念を抱いていたものであります。(拍手)今ここに先生の追悼の辞を述べることは、まさに感慨無量なるものがあるのであります。

竹尾先生は、明治二十九年、印旛沼のほとり、千葉県成田市大竹の地に生まれ、成田中学を経て、大正七年東京外国语学校露語科を御卒業になりました。同年シベリア出兵に際しては陸軍通訳として従軍し、大正九年には朝鮮銀行ウラジオ支店に勤務され、当時革

命後日も浅いソ連邦の実情をつぶさに調査研究されたのであります。従つて、先生は、ロシア語の造詣がきわめて深いばかりでなく、革命時のソビエト事情の権威者として広く知られ、これに関する著作、論評等も數多くあり、学者としての先生の名声もまた非常に高いのであります。

大いに寄与いたされました。次いで、昭和二十六年十二月には選ばれて本院文部委員長の重任につき、その後も文部、文教委員会の理事として尽力せられ、さらに、昭和三十年十一月には第三次の鳩山内閣の文部政務次官に任せられて直接文部行政に参画されるなど、わが国の文教政策の確立にまことに大なる足跡を残されました。

竹尾先生は、資性きわめて明朗潤達、すこぶる包容力に富み、また、本來に見る清廉潔白の士でありました。(拍手)先生は、まことに苦勞人と呼ぶにふさわしいお人柄で、常におのれを捨てて他人のためをはかり、ことに後進子弟の指導誘掖に煩をいとわず努力されたのであります。されば、郷党、知友の信頼の的となり、特に印旛沿岸

新聞社社員となつて操帆界で活躍されましたが、やがて故郷に帰り、農民運動のすぐれた指導者として、みずから農民の先頭に立たれるととも、農村青年の指導啓発に日夜努力を続けておられました。

先生は、昭和二十二年の第二十三回衆議院議員総選挙に千葉県第二区より出馬し、みごと当選の栄を得られ、その後現在に至るまで連續五回当選、在職十年十ヶ月に及んでおられます。この間、先生は、終始、真摯な態度をもつて国政の審議に精励し、国会議員の本分を全うせられたのであります。その御功績は実に偉大なものがあつります。すなわち、先生は、まず外務委員会の理事となつて得意の外交問題に多年のらんわくを傾け、また、第十二回国会には、平和条約特別委員会の理事として活躍し、わが国の独立の回復に

大いに寄与いたされました。次いで、昭和二十六年十二月には選ばれて本院文部委員長の重任につき、その後も文部、文教委員会の理事として尽力せられ、さらに、昭和三十年十一月には第三次鳩山内閣の文部政務次官に任せられて直接文部行政に参画されるなど、わが国の文教政策の確立にまことに大なる足跡を残されました。

(竹尾先生は、資性をもつて明朗潔
達、すこぶる包容力に富み、また、ま
れに見る清廉潔白の士でありました。
(拍手)先生は、まことに苦労人と呼ぶ
にふさわしいお人柄で、常におのれを
捨てて他人のためをはかり、ことに後
進子弟の指導誘掖に煩をいとわず努力
されたのであります。されば、鄰党、
知友の信頼の的となり、特に印旛沼沿
岸一帯の農民諸君からは慈父のごとく
に慕われておられました。(拍手)
元来、先生の御郷里は、利根川と印
旛沼に囲まれた低湿地帯であります。
年々のことく來襲する水害に、付近の
農民諸君は塗炭の苦しみを味わい続け
て参りました。農家に生まれ、洪水の
辛苦を身をもって体験された先生は、
この苦難を救う唯一の道は印旛沼の干
拓にあると信じ、これが完遂に渾身の
熱意と畢生の努力とを傾注されたので
あります。(拍手)この事業は、終戦
後、食糧増産のための緊急開拓事業と
して取り上げられ、着工を見ました
が、何分にも大工事であるため障害も
多く、意のことくには進捗しなかった
のであります。先生は、常に農民諸君
の立場と利益とを擁護しつつ、事業の
促進に血みどろの努力を続けられ、そ
の効あって、ようやく工事も軌道に乗

るに至りました。かくて、今や数年後にはこの工事も完成する運びとなり、その曉には数万町歩に及ぶ肥沃なる美田と八万石に上る米麦の増産とが約束されておるのであります。

このように、多年にわたる先生の熱意と努力とがまさに実るうとするとき、天は、無情にも、いましばらくの時をかすことをせず、先生は藍馬としたのであります。造成または改良された田畠において、もはや水害の恐怖から全く解放され、營々として働く農民諸君の姿を先生にぜひ一目見て、いただきたかったと思うのは、あに私のみではありません。（拍手）返す返すも痛恨の情にたえない次第であります。

ついにそのとうとい生命をも犠牲になされた竹尾先生の痛惜きわまりなき殉職に対し、御生前の功績をたたえ、その風格をしのび、つつしんで哀悼の誠をささげ、もつて追悼の辞といたす次第であります。(拍手)

○議長（益谷秀次君） 日程第四、昭和三十二年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

時系列に沿うる法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵

第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、

二八百円
昭和三十一年十月一日から同月

十日までの間に売り渡した米穀にては、玄米換算王味六十千コ

グラムにつき、七百二十円

三 昭和三十一年十月十一日から同
月二十一日までの間に売り渡した

米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十二年十月二十二日から
同月三十一日までの間に売り渡し
た米穀については、玄米換算正味
六十キログラムにつき、五百六十
円

五 昭和三十二年十一月一日から昭
和三十三年二月二十八日までの間
に売り渡した米穀については、玄
米換算正味六十キログラムにつ
き、四百八十円

六 附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理由

昭和三十二年産米穀につき、生産
者からの事前売渡申込による集荷に
よつて所要数量を確保することに資
するため、事前売渡申込に基いて政
府に対して米穀を売り渡した者につ
いての所得税を軽減する必要があ
る。これが、この法律案を提出する
理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

6

親から受ける免疫効果も生まれて三月ごろから急速に減っている実情あります。従いまして、これらの年令層に対し強力な免疫効果を与えるために、本法に定めてあるジフテリア予防接種の時期を改めようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

すなわち、本改正法案の内容は、従来生後六月から十二月までの間に行なつて、第一期接種の時期を繰り上げて生後三月から六月までの間に行なうことと、新たに第一期接種の十二月から十八月までの間に第二期接種を行うこととして、現行の予防接種回数の三回を四回に増加し、乳幼児の免疫効果を高めようとするものであります。

(号外)

本案は、二月三日本委員会に付託せられ、十一日政府より提案理由の説明を聴取いたしましたが、本案は医学の専門的事項にかかり、慎重を期するため、十四日済生会中央病院長小山武夫君外一名の参考人を招致して意見を聴取し、八田、滝井両委員より専門的な質疑応答が行われたのであります。同日質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第でござります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

スカス

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。日程第五の委員長の報告は修正、第六の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 日程第七、在外公館の名称及び位置を定める法律案を改正する法律案の一部を改正する法律案を提出する。委員長床次徳二君。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月十一日

内閣總理大臣 岸 信介

日程第七 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

ペレーン	一〇,四〇〇	八,五〇〇	七,三〇〇	六,二〇〇	五,四〇〇	四,七〇〇
ダマスカス	一〇,九〇〇	八,四〇〇	七,四〇〇	六,四〇〇	五,六〇〇	四,八〇〇
三,九〇〇	三,四〇〇	二,八〇〇	二,六〇〇	二,四〇〇	二,一〇〇	
四,〇〇〇	五,四〇〇	二,九〇〇	二,六〇〇	二,四〇〇	二,一〇〇	
五,〇〇〇	五,〇〇〇	二,九〇〇	二,六〇〇	二,四〇〇	二,一〇〇	

に改める。

附 則

この法律は、アラブ連合共和国の承認の日から施行する。

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在エジプト日本国大使館 エジプト カイロ」を「在アラブ連合共

理 由

アラブ連合共和国に在アラブ連合共和国日本大使館及び在ダマスカス

公使館 シリア ダマスカス」を削り、「在シリア日本国

アラブ連合共和国 カイロ」に改め、「在シリア日本国

アラブ連合共和国 カイロ」に改め、「在ベレーン日本国総領事館 ブラジル ベレーン」を「在ベレーン日本国総領事館 ブラジル ベレーン」に改め、「在ダマスカス日本国総領事館 アラブ連合共和国 ダマ

これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置を定める

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)
第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のとおりに改正する。
別表大使館の項中「エジプト」を「アラブ連合共和国」に改め、公使館の項

一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務

公務員の額を設定する等の必要がある。

間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができるとなつた後は、この限りでない。

3 前項本文の外国人は、同項ただし書に規定する在留期間の更新又は在留資格の変更に係る第九条第一項の申請をする場合には、登録原票、登録証明書及び指紋原紙二葉に、指紋を押さなければならぬ。

い。第十五条第二項の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。

4 前項の規定は、第三条第一項の申請をした日（第六条第一項又は第七条第一項の申請をしたことがある者であるときは、その申請をした日）において十四歳未満であった外国人には、適用しない。

第十八条第一項第五号中「第六条第五項若しくは第十五条」を「第六条第五項若しくは第十二条の二第二項に、同項の規定」を「これらの規定」に、「命令による申請」を「命令による申請若しくは登録証明書の提出」に、「場合の申請」を「場合の申請若しくは提出」に改める。

第十九条中「又は第十二条の二第二項」を「若しくは第十二条の二第二項及び諸外国との貿易を一そく促進するた

三項」に改め、「申請をせず」の下に「、第六条第五項若しくは第十条の二第二項の規定による命令に従わず」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

最近の諸情勢にかんがみ、短期間本邦に在留して出国する外国人については、指紋を押すことをしていないこととするほか、外国人の登録の手続等を合理化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔町村金五君登壇〕

○町村金五君　ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を申し上げます。

本改正案の要旨は、現在の国際諸情勢下、平和を念願とし、文化の興隆及び諸外国との貿易を一そく促進するた

め、一年未満の比較的短期の在留外国人については、指紋押捺は一律にこれやかにその方向に落ちつくよう努力する旨の答弁がありました。

かくて、二月十八日質疑を終了し、月日が事実に合わないことを知った場合は、市町村長は職権をもって訂正できるよう改めたことなどあります。

この対し、外務省と協議の上可及的すりますが、これらの法制により近代的労使関係が確立され、また、産業の合理化を促進し、わが国の経済復興に寄与するところ少くなかつたことは、否定し得ない事実であります。

労働基準法は、労働条件の最低基準について詳細な規定を設けているのであります。

法務委員会におきましては、去る二月三日本案が付託せられてから、終始、熱心なる審議を重ねて参りました。その詳細は会議録に譲りたいと存じますが、そのおもな点を申し上げますと、まず、現在わが国に在留する外国人の国籍別登録状況、指紋押捺状況、出入国管理令との関係における不法入国者の取扱い、犯罪外国人の措置等について質疑応答が行われました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

最低賃金法案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（益谷秀次君）　この際、内閣提出、最低賃金法案の趣旨の説明を求める

基盤をつらかえなかつたことが指摘されなかつたのであります。これが理由について考えてみると、まず、終戦後の経済の混乱が最低賃金制の実施基盤をつらかえなかつたことが指摘されるのであります。さらに、基本的には、中小企業、零細企業の多数存在するわが国経済の複雑な構成のもとにあつては、労働基準法に規定する最低賃金制のみによつては、その円滑な実施を期し得ないものが存したからにはかならないからであります。昭和二十五年、労働基準法に基いて設置された中央賃金審議会は、組合組織物製造業等四業種に対する最低賃金の実施について、昭和二十九年に政府に答申を行なつたのでありますが、これが実現を見るに至らなかつたゆゑんも、当時の經濟情勢とともに、わが国経済における中小企業の特異性に存したといえる

のであります。しかしながら、賃金は労働条件のうち最も基本的なものであり、特に、賃金の低廉な労働者について今日最低賃金制を実施することは、きわめて有意義であると考えるのであります。(拍手)最低賃金制の確立は、ただに、低賃金労働者の労働条件を改善し、大企業と中小企業との賃金格差の拡大を防止することに役立つのみでなく、さらに、労働力の質的向上をはかり、中小企業の公正競争を確保し、輸出産業の国際信用を維持向上させて、国民経済の健全な発展のために寄与するところが大きいのであります。

翻つて世界各国に目を轉じますと、十九世紀末以来、今日までに四十数カ国が最低賃金制を実施し、また、国際労働機関においても、すでに三十年前に最低賃金に関する条約が採択され、これが批准国も三十五カ国に達していることは、御承知の通りであります。經濟の復興と労働法制の整備に伴い、わが国の国際的地位は次第に高まり、昭和二十六年には国際労働機関へ復帰し、さらに、昭和三十一年には愈々の国連合への加盟も実現されたのであります。また、それゆえに、世界各國は、わが国經濟、特に労働事情に關心を有するに至っているのであります。なかんずく、諸外国において特に大きな関心をもつて注目しているのは、わが国の賃金事情であります。過去においてわが国輸出産業がソーシャル・ダンピングの非難をこうむつたのと同様に、わが国労働者の賃金が低位にあると喧伝されたからであります。かかる意味があると考へるのであります。

(拍手)しかしながら、諸外国における最低賃金制の実施状況を見ても知り得ることとく、その方式、態様は決して一様のものでなく、それぞれの国の実情に即した方式が採用されているのであります。従いまして、わが国の最低賃金制も、あくまでわが国の実情に即し、産業、企業の特殊性を十分考慮したものでなければならぬことは言ふまでもないところであります。(拍手)政府といたしましては、最低賃金制成いたしたものであります。そこで、その第一は、最低賃金の決定は、業種、職種、地域別に最低賃金を決定し、漸次これを拡大していくこととした理由が存するのであります。

本法案は、以上の見地から、中央賃金審議会の答申を全面的に尊重して作成いたしたものであります。そこで、その第一は、業者間協定に基き、当事者の意思をでき得る限り尊重し、採用していることであります。すなわち、その第一は、業者間協定に基づく最低賃金を、一定の地域における当事者の申請により最低賃金を決定する方式であり、第二は、業者間協定にして行うということであります。最低賃金制の基本的なあり方について、全産業一律方式をとるべきであるとの意見があります。しかしながら、わが国

においては、産業別、規模別等によつて労働大臣に提出されたのであります。が、同答申は、「産業別、規模別等に經濟力や賃金に著しい格差があるわが國經濟の実情に即しては、業種、職種、地域別にそれぞれの実態に応じて最低賃金制を実施し、これを漸次拡大していくことが適当な方策である」と述べているのであります。今日においても、最低賃金制の実施は中小企業の実情にかんがみ時期尚早であるとの論も一部にはあるのですが、現実に即した方法によつてこれを実施するならば、中小企業に摩擦と混乱を生ずるようなることはなく、その実効を期し得られるものであり、むしろ、中小企業經營の近代化、合理化等、わが國經濟の健全な発展に寄与するものと考えるのであります。(拍手)

本法案は、以上の見地から、中央賃金審議会の答申を全面的に尊重して作成いたしたものであります。そこで、その第一は、業者間協定に基き、当事者の意思をでき得る限り尊重し、採用していることであります。すなわち、その第一は、業者間協定に基づく最低賃金を、一定の地域における当事者の申請により最低賃金を決定する方式であり、第二は、業者間協定にして行うことをとるべきであるとの意見があります。しかし、わが国においては、これら中小企業と併存する

労使全部に適用されるものとして決定する方式であります。(拍手)これら三つの方式のいずれの場合も、政府は、中央、地方に設けられる労使、公益各同数の最低賃金審議会の意見を聞いて最低賃金を決定することといたしております。第四は、以上一ないし三の方式によることが困難または不適当である場合に、行政官庁が最低賃金審議会の調査審議を求めて、その意見を尊重して最低賃金を決定する方式であります。以上のとく、四つの決定方式を採用し、それぞれの業種、職種、地域の実情に即して最低賃金制を実施することとし、もつて本制度の円滑にして有効な実施を期した次第であります。

第三は、決定された最低賃金の有効な実施を確保するため必要な限度において、関連家内労働について最低工賃を定めることができます。わが国の中小企業は零細規模のものが多く、その經營は下請

家内労働的な性格を有するものが多いため、家内労働的性質を有するものが少くないであります。しかし、わが国においては、これら中小企業と併存する

労使全部に適用される最低賃金と同種労使全部に適用される最低賃金とその最低賃金を一定の地域における同

れ、これと関連する家内労働を行は家庭内労働者の工賃が何ら規制されない場合には、家内労働との関係において最低賃金の有効な実施を確保し得ない事態を生ずるおそれがあるのであります。もとより、家内労働については改善すべき幾多の問題がありますので、政府は家内労働に関する総合的立法のため調査、準備を行うとともに、さしあたり本法案中に必要な限度において最低工賃に関する規定を設け、最低賃金制の有効な実施を確保すると同時に、家内労働者の経済的地位の安定に資することとした次第であります。

以上が本法案の主要点であります

が、本法の適用範囲は、原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に関する主務大臣は、労働基準法適用関係については労働大臣とし、船員法適用関係については運輸大臣としております。その他、最低賃金審議会の設置運営に関する事項、業者間協定締結等に対する援助、勧告及び違反の防止等に関する所要の規定を設けるほか、関係法令に関する整備を行い、もつて最低賃金制の円滑なる実施を期しているのであります。

政府といいたしましては、最低賃金法制を法制化することは、わが国労働法制

録第九号 最低賃金法案の趣旨説明に
上まさに画期的なことであり、かつ、
その意義もきわめて大きいと信ずるの
であります。しかしながら、何分にして
も、最低賃金制はわが国において初めて
の制度であります。いかにわが国の
実情に即した最低賃金制でありまして
も、これを円滑有効に実施するためには
は、中小企業の経営基盤の育成をはか
ることが必要であることは申すまでも
ないところであります。政府は、最低
賃金制の実施状況等を勘案しつつ、中
小企業対策等について今後とも十分な
配慮を行なつて参りたい所存であります
。また、いかに大きな意義を有する
最低賃金制が実施されたとしまして
も、法制定の趣旨が十分認識されず、
本制度が誤まって運用される場合に
は、労使関係の安定が阻害されるのみ
ならず、社会経済の混亂を招くことにな
るものなるのであります。政府といたしま
しては、本制度に対する労使の深い理
解と絶大なる協力を期待するとともに、
広く国民一般の支援を求め、これ
が円滑なる運営をはかりたいと存じて
いる次第であります。(拍手)

○議長（益谷秀次君）　ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告がありま
す。順次これを許します。

「小坂善太郎君登壇」

は、いわゆる苦汗労働、スウェットイング・レーバーというものを排除するといふ社会政策的な考え方であります。第二は、一般的な賃金を引き上げて有効需要を造成するという経済政策的な考慮に基くものであります。第三は、最低賃金制をもつて國家権力による賃金公定制度の先がけといたしまする社会主義的賃金統制の考え方に基くものであります。第四は、適正な賃金基準を確立せんとする労働政策的最低賃金制であります。

白書を見ても書いてありますように、書きわけて近代的な大企業と前近代的な小企業とが並び存し、ことに事業所の数で見まするならば、三十人未満の従業員を雇用する中小企業が九八%を占めるという大勢になつておりまする。また、そこに大幅な賃金格差が存在するのが現実の姿であります。この現実のゆえに、昭和二十三年以来、労働基準法の中に明文があり、何どきでも実施し得る法律上の準備がありなが

いたしたいと思います。最低賃金制は今日国際的にも確立されました労働基本法の一つであるといわれておりますが、実は、各国の歴史や国情によりまして、その目的やあるいは根本的な考え方には必ずしも同一ではないようあります。こうした最低賃金制の理念または把握の仕方が相違しておりますがゆえに、最低賃金制に関する議論も、「こと」と「こと」、その点から紛糾いたしますておると考えられますから、この際政府は最低賃金制に対する基本的な考え方を明瞭にされておく必要があると思うのであります。

最低賃金制につきましては、四つの考え方があると思います。その第一

は、いわゆる苦汗労働、スウェーディング・レーバーというものを排除するという社会政策的な考え方であります。第二は、一般的な賃金を引き上げて有効需要を造成するという経済政策的な考慮に基づくものであり、第三は、最低賃金制をもつて国家権力による賃金公定制度の先がけといたしまする社会主义的賃金統制の考え方方に基くものであり、第四は、適正な賃金基準を確立せんとする労働政策的最低賃金制であります。

今回政府が提案されました最低賃金法は、事業の過当競争の結果が賃金にしづ寄せされるということを避け、事業の種類及び業態により、地域に応じて、産業の実態に即した適正な賃金基準を確立せんとするものであります。から、社会政策をも含めた労働政策的最低賃金制であると思うのであります。が、最低賃金法を提案されるに際し、総理大臣はその基本的な考え方を明らかにされる必要があると思うのであります。御見解はいかがでありますか。お伺いいたしたいと思います。

次に、最低賃金制の実施と中小企業対策の関係について伺いたいと思いまます。しかしながら、これが適用され

まする日本経済の実体は、政府の経済白書を見ても書いてありますように、きわめて近代的な大企業と前近代的な小企業とが並び存し、ことに事業所の数で見まするならば、三十人未満の従業員を雇用する中小企業が九八%を占めるという大勢になっておりまするし、また、そこに大幅な賃金格差が存在するのが現実の姿であります。この現実のゆえに、昭和二十三年以来、労働基準法の中に明文があり、何どきでも実施し得る法律上の準備がありながら、最低賃金は今日まで実施されなかつたのであると思うのであります。また、昭和二十九年の中央賃金審議会は、個人組織業等、いわゆる四業種について、さしあたり最低賃金制を実施すべきことを答申いたしておるのであります。が、同時に、わが国の中小企業に対するが、同時に、わが国の中

実施することの困難性を認めまして、これが実施の条件として、適用業種について減税あるいは金融上の実効性ある措置を付加することを勧告いたしておるのであります。この答申に基きまして、直ちに最低賃金制が実施に至らなかつた理由も、これらの特別措置を特に最低賃金制を適用する業種に対してもあります。

となることが困難であつたためであると思われるのであります。

政府は、今回、最低賃金制の施行に踏み切ったわけであります。しかしながら、周知のことく、中小企業の經營者中に、最低賃金の必要は認めながらも、現状において直ちにこれを実施することに対し根強く見られるある種の危惧の念があります。私は、この際、政府に対して十分なる注意を喚起し、その御見解を承わりたいと思います。

すなわち、今回提案の政府案におきましては、わが国経済、特に中小企業の実態にかんがみまして、また、昨年

末の中央賃金審議会の答申に代表せられました公正な世論の線に沿い、かつ

はまた、全労会議等の労働組合中まことに建設的な意見を持つ労働側の意見を十分に参考され、全国全産業一律とい

うところな案でなく、最低賃金は地域別、業種別、また職種別に決定し、漸

次これを拡大するといふ案になつておるのでございまして、わが国経済の実態に即しており、われわれも大いに賛意を表するところでございます。

(拍手)しかしながら、業界の一部になります。お反対があることも否定できない事實であります。あとより、反対論の中に

は、法律案の内容を知らず、社会党や総評等の唱えられる一律八千円案のご

とき現状無視の賃金を強制さるる前提なりとの誤解に基くものもありましょ

う。しかしながら、反対論の中に根強

くひそむものは、日本経済の基盤に對

する、ばく然たる不安の念であります。

が、果して最低賃金法の厳格なる施行

に耐え得ると見通されるかどうか、こ

の認識の問題であります。最低賃金制

を施行することは、今日においては、

すでに時代的な要請となつておると考

えるのであります。この法律の制

定が、わが国の中小企業の存立に脅威

となり、その倒産を招き、これがため

に経済基盤が動搖し、かえつて失業者

を生ずるような事態になれば、まことに本末転倒といわなければならぬと思

うのであります。岸総理大臣は、この

点に対し、日本経済の力をどう見てお

られるか、わが国の中小企業の基盤が

最も賃金制の厳格なる実施に十分耐え

得るというふうにお考えになるかどうか

か、さらにもう一つ、最低賃金制の実施と

中小企業の過当競争の防止、生産性の

向上等を合せた総合的な中小企業振興

のための構想をあわせてお持ちになつ

ておられるかどうか伺いたいと存す

る次第でござります。

お伺いたしたいと思います。

まず第一点は、賃金を含め、およそ労

働条件といふものは労使双方の当事者

が自主的に決定すべきだといら原則

と、今回の最低賃金法案との関係につ

いてであります。一部独裁國は別とい

たしまして、およそ自由社会におきま

しては、賃金を含め、労働条件は企業

主と労働組合側との間で自主的に決定

すべきものであつて、國などがみだり

に介入すべきものでないといふ原則

は、近代社会の大原則であります。

わが国におきましても、戦後の一時的

となり、その倒産を招き、これがため

に経済基盤が動搖し、かえつて失業者

を生ずるような事態になれば、まことに本末転倒といわなければならぬと思

うのであります。岸総理大臣は、この

点に対し、日本経済の力をどう見てお

られるか、わが国の中小企業の基盤が

最も賃金制の厳格なる実施に十分耐え

得るといふうにお考えになるかどうか

か、さらにもう一つ、最低賃金制の実施と

中小企業の過当競争の防止、生産性の

向上等を合せた総合的な中小企業振興

のための構想をあわせてお持ちになつ

ておられるか伺いたいと存す

る次第でござります。

お伺いたしたいと思います。

次に、労働大臣に五つの点について

お伺いたしたいと思います。

まず第一点は、賃金を含め、およそ労

働条件といふものは労使双方の当事者

が自主的に決定すべきだといら原則

と、今回の最低賃金法案との関係につ

いてであります。一部独裁國は別とい

たしまして、およそ自由社会におきま

しては、賃金を含め、労働条件は企業

主と労働組合側との間で自主的に決定

すべきものであつて、國などがみだり

に介入すべきものでないといふ原則

は、近代社会の大原則であります。

わが国におきましても、戦後の一時的

となり、その倒産を招き、これがため

に経済基盤が動搖し、かえつて失業者

を生ずるような事態になれば、まことに本末転倒といわなければならぬと思

うのであります。岸総理大臣は、この

点に対し、日本経済の力をどう見てお

られるか、わが国の中小企業の基盤が

最も賃金制の厳格なる実施に十分耐え

得るといふうにお考えになるかどうか

か、さらにもう一つ、最低賃金制の実施と

中小企業の過当競争の防止、生産性の

向上等を合せた総合的な中小企業振興

のための構想をあわせてお持ちになつ

ておられるか伺いたいと存す

る次第でござります。

お伺いたしたいと思います。

次に、労働大臣に五つの点について

お伺いたしたいと思います。

まず第一点は、賃金を含め、およそ労

働条件といふものは労使双方の当事者

が自主的に決定すべきだといら原則

と、今回の最低賃金法案との関係につ

いてであります。一部独裁國は別とい

たしまして、およそ自由社会におきま

しては、賃金を含め、労働条件は企業

主と労働組合側との間で自主的に決定

すべきものであつて、國などがみだり

に介入すべきものでないといふ原則

は、近代社会の大原則であります。

わが国におきましても、戦後の一時的

となり、その倒産を招き、これがため

に経済基盤が動搖し、かえつて失業者

を生ずるような事態になれば、まことに本末転倒といわなければならぬと思

うのであります。岸総理大臣は、この

点に対し、日本経済の力をどう見てお

られるか、わが国の中小企業の基盤が

最も賃金制の厳格なる実施に十分耐え

得るといふうにお考えになるかどうか

か、さらにもう一つ、最低賃金制の実施と

中小企業の過当競争の防止、生産性の

向上等を合せた総合的な中小企業振興

のための構想をあわせてお持ちになつ

ておられるか伺いたいと存す

る次第でござります。

お伺いたしたいと思います。

次に、労働大臣に五つの点について

お伺いたしたいと思います。

まず第一点は、賃金を含め、およそ労

働条件といふものは労使双方の当事者

が自主的に決定すべきだといら原則

と、今回の最低賃金法案との関係につ

いてであります。一部独裁國は別とい

たしまして、およそ自由社会におきま

しては、賃金を含め、労働条件は企業

主と労働組合側との間で自主的に決定

すべきものであつて、國などがみだり

に介入すべきものでないといふ原則

は、近代社会の大原則であります。

わが国におきましても、戦後の一時的

となり、その倒産を招き、これがため

に経済基盤が動搖し、かえつて失業者

を生ずるような事態になれば、まことに本末転倒といわなければならぬと思

うのであります。岸総理大臣は、この

点に対し、日本経済の力をどう見てお

られるか、わが国の中小企業の基盤が

最も賃金制の厳格なる実施に十分耐え

得るといふうにお考えになるかどうか

か、さらにもう一つ、最低賃金制の実施と

中小企業の過当競争の防止、生産性の

向上等を合せた総合的な中小企業振興

のための構想をあわせてお持ちになつ

ておられるか伺いたいと存す

る次第でござります。

お伺いたしたいと思います。

次に、労働大臣に五つの点について

お伺いたしたいと思います。

まず第一点は、賃金を含め、およそ労

働条件といふものは労使双方の当事者

が自主的に決定すべきだといら原則

と、今回の最低賃金法案との関係につ

いてであります。一部独裁國は別とい

たしまして、およそ自由社会におきま

しては、賃金を含め、労働条件は企業

主と労働組合側との間で自主的に決定

すべきものであつて、國などがみだり

に介入すべきものでないといふ原則

は、近代社会の大原則であります。

わが国におきましても、戦後の一時的

となり、その倒産を招き、これがため

に経済基盤が動搖し、かえつて失業者

を生ずるような事態になれば、まことに本末転倒といわなければならぬと思

うのであります。岸総理大臣は、この

点に対し、日本経済の力をどう見てお

られるか、わが国の中小企業の基盤が

最も賃金制の厳格なる実施に十分耐え

得るといふうにお考えになるかどうか

か、さらにもう一つ、最低賃金制の実施と

中小企業の過当競争の防止、生産性の

向上等を合せた総合的な中小企業振興

のための構想をあわせてお持ちになつ

ておられるか伺いたいと存す

る次第でござります。

お伺いたしたいと思います。

次に、労働大臣に五つの点について

お伺いたしたいと思います。

まず第一点は、賃金を含め、およそ労

働条件といふものは労使双方の当事者

が自主的に決定すべきだといら原則

と、今回の最低賃金法案との関係につ

いてであります。一部独裁國は別とい

たしまして、およそ自由社会におきま

しては、賃金を含め、労働条件は企業

主と労働組合側との間で自主的に決定

すべきものであつて、國などがみだり

に介入すべきものでないといふ原則

は、近代社会の大原則であります。

わが国におきましても、戦後の一時的

となり、その倒産を招き、これがため

に経済基盤が動搖し、かえつて失業者を生ずるような事態になれば、まことに本末転倒といわなければならぬと思

うのであります。岸総理大臣は、この

点に対し、日本経済の力をどう見てお

られるか、わが国の中小企業の基盤が

最も賃金制の厳格なる実施に十分耐え

得るといふうにお考えになるかどうか

か、さらにもう一つ、最低賃金制の実施と

中小企業の過当競争の防止、生産性の

向上等を合せた総合的な中小企業振興

のための構想をあわせてお持ちになつ

ておられるか伺いたいと存す

る次第でござります。

お伺いたしたいと思います。

次に、労働大臣に五つの点について

お伺いたしたいと思います。

まず第一点は、賃金を含め、およそ労

働条件といふものは労使双方の当事者

が自主的に決定すべきだといら原則

と、今回の最低賃金法案との関係につ

いてであります。一部独裁國は別とい

たしまして、およそ自由社会におきま

しては、賃金を含め、労働条件は企業

主と労働組合側との間で自主的に決定

すべきものであつて、國などがみだり

に介入すべきものでないといふ原則

は、近代社会の大原則であります。

わが国におきましても、戦後の一時的

となり、その倒産を招き、これがため

に経済基盤が動搖し、かえつて失業者

を生ずるような事態になれば、まことに本末転倒といわなければならぬと思

うのであります。岸総理大臣は、この

点に対し、日本経済の力をどう見てお

られるか、わが国の中小企業の基盤が

最も賃金制の厳格なる実施に十分耐え

得るといふうにお考えになるかどうか

てだけでありまして、まだ、フィリピンにおきましても、中小企業あるいはサービス業等はこれから除外されてしまいます。この点につきまして、特に日本の予算用で八千円というような金額をつき出して、これを国家権力によつてのめといふよくな、そうした最低賃金に關する考へ方は世界中いすれの国にもないといふことを、私はこの際明確にしておかなければならぬと思うのであります。(拍手)この点につきましては、私は政府のP.R活動の不足にもその一半の責任があると考えるのであります。私は、せっかく苦労して政府が作られた法案が、かりにも国民から一種の偏見の目をもつて見られる、うことは、はなはだ残念なことと考へるのであります。この際、総評等の主張する全国一律の最低賃金制に關する政府の見解を明らかにされ、世間一部の誤解を解かれる必要があると思うのであります。この点につきまして、労働大臣の所見をきわめて明確に披瀝せられんことを要求いたします。(拍手)

さらにもう、この点に關連して、第三点をお伺いたしたいります

制をとつておらないと考えるのであります。御承知のように、一九二八年の国際労働機関総会において最低賃金制に関する条約が採択され、すでに三十九ヶ国によつて批准されておるのであります。本法案の内容は I.L.O. 最低賃金条約の線に合致するものと考えられるのであります。わが国といたましても、この際最低賃金制度に関する I.L.O. 条約を批准して、国際的にも諸外国の信頼を高め、わが国内の本法案に対する恶意の批評を封ずることが望ましいと考えるのであります。この点につきまして、政府の見解並びに御方針を承わりたいと存じます。

と考えるのであります。今回の政
府案におきましても、関連家内工業に
ついての最低加工賃に関する規定が置
かれておるのであります。ところで、
政府はこの運用をどうされるのか。ま
た、政府は別途総合的な家内労働法を
立案すべく準備を始められると承わり
ましたが、基本的には、いかなる方向
で、また、いつごろまでにお作りにな
る予定であるかをお伺いしたいと思う
のであります。

労働大臣にお伺いしたい最後の問題
は、後ほど通産大臣にもお尋ねいたし
まする問題と関連しておるのであります
が、最低賃金制に関するところの
基本的な考え方の問題であります。す
なわち、今回提案されました最低賃金
法の実施は、労働者諸君の生活向上を
はかるという意味におきまして、労働
政策、大きくは社会保障の一環をなす
ものであります。が、同時に、単に企
業の負担が増すという消極的な問題以
上に、企業間の公正競争を確保し、お
くれている中小企業の合理化、近代化
にも役立つという面があるのでありま
す。労働大臣としまして最低賃金制の
基本的な理念をどう考えられるか、ま
た、私の見解と意見を同じくされ
る所は、中小企業対策等の経済政策

との調整をいかようにされるか、伺いたいと思うのであります。

最後に、通産大臣にお尋ねいたしました。先般来たびたび申し上げた通り、最低賃金制の問題は、経済政策、特に中小企業振興策と密接な関連があるのであります。最低賃金制度の実施についての危惧の念も、劣悪なる労働条件の克服という社会倫理的な目的は十分認めつつも、同時に、果して政府において中小企業の支払い能力向上のための諸施策をあわせ持つておられるかという点におきまして実は心配されておる様子に考えられるのであります。

わが国の中小企業の現状から見まして、資金支払い能力に限界があります以上、最低賃金制も、企業の支払い能力の向上等、すなわち、過当競争の防止のための企業の組織化の促進、新規機械の導入、技術、經營管理の指導、金融、税制上の援助等、一連の近代的な中小企業の育成策の一環として推進される必要があるのであります。

政府の積極的な援助、助長策を用意されることが必要であると存ずるのであります。が、政府としてこれらの点についていかような配慮をされておるか

ということを承りたいのであります。
これを要しますに、最低賃金制の実施は、わが国の労働法制の上にまさ
に画期的なでき」とあります。また、
これがかつてイギリスにおきまして
チャーチル保守党内閣において作られ
ましたることと、自民党内閣において
制定されるといふことも、また画時代
的なでき」とあると存ずるのであり
ます。(拍手)私は、ここに、この法案の
出現を歓迎いたしまして、いたずらに法
の不備不足について云々するよりも、
せつかく出てきたこの二葉の芽を十分
にはぐくみたいと存ずるのであります。
また、社会党におかれまして、
この近代的労働法の若芽をつみ取る
ような心なきわざに専念されることの
ないよう衷心より希望いたしまして、
私の質問を終ります。(拍手)
〔國務大臣岸信介君登壇〕

では、私たる経済政策的、産業政策的目的で意味も持つておると考へるのであります。

第二に、この法律を適用するについては、いろいろ世間におきましては懸念があり、果して日本の中小企業はこれを受け入れるだけの基盤ができるかどうかという点に関する御質問であります。言うまでもなく、日本の中小企業にはいろいろな弱点があります。その結果として、非常に資金の格差も大企業との間に大きいし、今申したような不安定なことがござい

知の通り、大企業と中小企業との間に賃金の非常な格差があります。これは、この最低賃金法を制定し、この運用によって労働条件を改善していくという意味においては、あるいは労働政策的と見るのが適当でありましようか。あるいはまた、これが同時に労悪な労働条件をなくすという意味にあきましては社会政策的と見ることもできようと思ひます。同時に、一面においては、日本の中小企業の非常な不安定な状況、また過当競争が行われて共倒れのような状況になり、労働者の労働条件をますます劣悪ならしめているような不安定な状況を、これによつて安定し改善していくという意味におい

國務大臣(石田博英君) 第一の、量
低賃金制だけでなく、賃金を含む一般
の労働条件は、労使双方の自主的な処
理にまかせるべきだという原則であります。この原則については、全く御意見
の通りでござります。それにもかかわ
らず、政府が法律をもつて最低賃金法
を制定いたそうといたしますのは、わ
が国の中小企業、特に零細企業の実情
におきましては、第一に、労働組合等
の組織化がまだ進んでいない部分が相
当多く、また、組織がほとんど不可能
なほどの零細企業もございます。これ

ります。そこで、それらについてはやは
り各種の政策を行なつていかなければ
なりませんが、本法は、地域別に、ま
た業種別に、職種別に、実態に即し
て、それぞれの実態にかなうような最
低賃金の制度をとつておるわけであります
まして、私は、日本の中小企業も十分
これを受けるだけの基盤があり、ま
た、これを受け入れることによつて、
今申しましたように、労働条件が改善
され、労働力もその質を良質化し、企
業の経営も安定化していくという意義
を持つ、こういう意味において、十分
その基盤を持つておると考えておりま
す。(拍手)

においては、この法律を現実に生かして、特に恵まれない労働者諸君の生活向上に資したいという堅実な組合の動きもござりまするし、それが動向に大きな期待を寄せて参りたいと思つておる次第でございます。

それから、第二は、政府案と社会党の全国一律最低賃金制度との比較についての政府の見解を述べよといふことになります。小坂さん御指摘の通り、世界じゅうで全国一律の最低賃金を実施している国はアメリカとフライピンだけであります。このアメリカに

は、もう一つには、労働力の需給関係の現状と相待ちまして、力関係で押されるという状態にござりますので、この下からのささえとして、この最低賃金法を提出いたしたわけでございます。しかし、賃金の問題は、労使双方が自主的に決定せらるべきであるという原則を生かするために、最低賃金制度の決定に四つの方式を求め、さらに労、使、公共三者構成による中央、地方最低賃金審議会を尊重するという制度を設けた次第でござります。

それから、この法案実施に伴いまする労働組合の動向についての御懸念でございますが、あるいはそういう御懸念もあるかと存じますけれども、一方

(拍手)特に、労働組合やあるいは社会党の諸君がしばしば引用せられる ILO の決議におきましても、これは業種別、職種別、地域別に決定せらるべきものだという勧告が行われておるのであります。われわれは ILO の決議の精神をもこの法律案に生かしておる次第であります。

さらに、この法律案制定の経過であります。が、中央賃金審議会は、御承知のとく、労、使、公益三者の構成であります。労働者側の一部の人たち

て全産業一律とは申せないことは、ただいま御議論の通り。特にアメリカの産業構造におきましては、最低賃金制度が実施せられる前からすでに中小企業の基盤も固まり、その賃金格差も一〇〇に対して七七・八という状態であつたのであります。そういう状態の国においてさて、なお全産業全国一律といふことは完全に行われていないのに、わが国のような、これと全く違つた産業構造を有し、しかも、その基盤が非常に幾つかの問題を含んでおりまするときに、全国一律の最低賃金制を実施せよということは、これはかえつてその「本来の目的を達成するゆえん

実態をつかむことが前提であろうと考
えておりますけれども、特に本法と
関連のある部分につきましては最低工
賃を作ることになつてゐることは、た
だいま申しまして通りでござります。
それから、最後の中小企業との関連
でございますが、ただいま総理の御答
弁にございましたように、最低賃金法
の制定は、むしろ、中小企業の近代化
を促進し、よき労働力を確保し、もつ
て過当競争をなくし、中小企業の經
営の基礎を強めていくものと私は確信
をいたします。しかしながら、その法

は、表立つて反対あるいは賛成ということは表明せられたのであります
が、他の公益 労働者及び使用者側
三者すべて賛成せられた決定に基いて
作られたものでありますところに、
本法案の妥当性、現実性があるものと
私は確信をいたします。（拍手）それか
ら、この法律の制定と相待つて、われ
われは当然 I-L-O の決議を批准すべき
ものであると考えるのであります。

次に、家内労働の問題につきまして
は、先ほど私が趣旨説明の中に申しま
した通り、全般的な問題といたします
ては、これから調査、準備を始めて参
ります。何しろ三百万をこえるといいう
業種の数でござりますから、まずその

意味におきまして、私の言つてゐる二
要追放の一つである賃金追放といふこ
とから考えましても、この二十五条の
精神を実行していくことに努力してい
くことは当然であり、また、今度の最
低賃金法の制定、これによつて劣悪な
労働条件にあるところの中小企業や零
細企業の労働条件を改善していくとい
うことも、その相関連したものである
と考えております。(拍手)

ないし二割の賃金増を来たしておるの
であります。

申し上げました通り、列国中、今まで、アメリカを除いたほかは、全国一律の最低賃金は実施していないのであります。

もある程度実施せられておるものと
考へておる次第であります。

朗読を省略した報告

府委員
修三君
林 壇
秀夫君
法制局長官
基準局長
勞動省勞働

ないし二割の賃金増を来たしておるの
であります。

第二点の質問は、I.L.Oの決議と適
応しておるかどうかということでありま
すが、適応しておると考えておりま
す。

それから、第三点は、これが最高賃
金にならないかということであります
が、明確に、今までの実績に見られた
ごとく、一割ないし二割の賃金増を來
たしているのであります。

第四点は労組法十八条の関係でござ
いますが、労組法十八条は明確に生き
ておられます。しかし、労組法は、賃金
だけを対象としているものでなく、労
働問題一般を相手としておりますか
ら、最低賃金のことについては、特に
本法との関連を明確にしておる次第で
あります。

第五点は、審議会の権限が弱いとい
う御意見であります。が、列国の立法例
等を参照いたしまして、現在のよしな
法規にいたした次第であります。この
審議会には建議権を与えてありますの
で、十分その自主性が發揮できると信
じます。

第六は、全国一律の最低賃金を出せ
といふ声があるといふことであります
が、先ほど小坂議員の御質問にお答え
申上げました通り、列国中、今ま
で、アメリカを除いたほかは、全国一
基準法の賃金未払いに対する五千円と
いうことよりは、倍額の一万円になつ
ております。これは体刑を除いてある
点を御指摘であろうと思いますが、法
を困難な客觀情勢の中に実施して參り
ます場合におきましては、にわかに体
刑をもつておどしつけるという方策は
とりたくないと思ひます。

第八は中小企業対策との関係であり
ますが、この法案が労働者の生活の向
上に何にもならない、実際上何の役に
も立たないという御議論の口の下か
ら、中小企業に對する有効なる措置を
講ぜよということは、私は議論の一貫
性を欠くものと考えます。(拍手)しか
しながら、中小企業に対しまして、こ
の法律案だけが中小企業の經營困難の
問題ではなく、すなわち、賃金だけが
中小企業の經營困難の問題ではなく
て、他の諸条件の解決も必要であると
考えますので、他の諸条件の解決とあ
わせて中小企業対策の促進を強く要望
し、それが今回政府の予算案等におい

結局、この法律案についてはいろいろ御議論もございましょうが、現実的に、いわば急がば回れであります。急がば回れ、着実に前へ前進することが必要であり、この法律案は着実に前へ前進しておるものと確信をいたします。（拍手）

○議長（益谷秀次君） ただいまの石田労働大臣の発言中、もし不適当の言辞があれば、速記録を取り調べの上、適当の処置をとることいたします。

これにて質疑は終了いたしました。

散会いたします。

午後五時三十九分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君
法務大臣 唐澤 俊樹君
外務大臣 藤山愛一郎君
大藏大臣 一萬田尙登君
厚生大臣 堀木 錠三君
通商產業大臣 前尾繁三郎君
労働大臣 石田 博英君
國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員　法制局長官 林 修三君　労働省労働基準局長 堀 秀夫君

朗読を省略した報告

一、去る三日本院は衆議院議員大橋忠一君、同楠美省吾君、同田原春次君及び参議院議員石黒忠篤君が海外移住審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る三日本院は衆議院議員五十嵐吉藏君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る三日本院は人事官に淺井清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三日本院は土地調整委員会委員に黒河内透君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三日本院は日本銀行政策委員会委員に吉川智慧丸君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三日本院は文化財保護委員会委員に内田祥三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

昭和三十三年一月十八日 衆議院会議録第九号 議長の報告

一〇四

自衛隊法の一部を改正する法律案
 一、去る六日予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
 日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件
 日本国とエティオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件
 日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件
 政府間海事協議機関条約の締結について承認を求めるの件
 一、去る六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
 遺失物法等の一部を改正する法律案
 狩猟法の一部を改正する法律案
 一、去る六日委員会に付託された条約は次の通りである。
 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
 日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件(条約第二号)
 日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)
 田清算勘定その他の諸勘定の残高に

関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)
 以上四件 外務委員会 付託
 一、去る六日予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
 日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(予)
 日本国とエティオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(予)
 政府間海事協議機関条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)
 一、去る六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
 遺失物法等の一部を改正する法律案
 (内閣提出第二一八号)(予)
 地方行政委員会 付託
 狩猟法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(予)
 農林水産委員会 付託
 一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。
 文部省設置法の一部を改正する法律案
 青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案
 一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。
 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
 厚生省設置法の一部を改正する法律案
 関税定率法の一部を改正する法律案
 一、去る八日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
 社会福祉事業法の一部を改正する法律案
 一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。

漁船再保險特別会計における特殊保険及び給与保険の再保險事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案
 (内閣提出第二九号)
 外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)
 一、去る六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
 日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)(予)
 日本国とエティオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)(予)
 政府間海事協議機関条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)
 一、去る六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
 遺失物法等の一部を改正する法律案
 (内閣提出第三四号)(予)
 社会労働委員会 付託
 一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。
 社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
 日本労働協会法案(内閣提出第三九号)
 社会労働委員会 付託
 一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。
 在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出第三六号)
 内閣委員会 付託
 一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
 内閣委員会 付託
 一、去る十一日内閣から提出した議案は次の通りである。
 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)
 以上三件 外務委員会 付託
 一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。
 狩猟法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)
 農林水産委員会 付託
 一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。
 青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案
 一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。
 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
 関税定率法の一部を改正する法律案
 一、去る八日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
 社会福祉事業法の一部を改正する法律案
 一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。

在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出第三六号)
 内閣委員会 付託
 一、去る十一日内閣から提出した議案は次の通りである。
 日本労働協会法案
 内閣法の一部を改正する法律案
 一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十三年二月十八日 衆議院会議録第九号

明治二十五年三月三十一日第一種郵便物認可

定価
一部十五円
(良質紙は二十円)
(配送料共)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段三三一至六七七七